

[平成 20 年 1 1 月 定例会]

■市民(納税者)が選ぶ市民活動支援制度の導入について

■絶滅の恐れがある貴重な植物の保全対策について

◆5番(小池智明 議員) 皆さん、改めましておはようございます。お許しをいただきましたので、私はさきに通告してあります2点について質問いたします。

まず1つ目は、市民(納税者)が選ぶ市民活動支援制度の導入についてであります。

少子高齢化の進展、地球環境問題への懸念、個々人の価値観の多様化などを背景に、さまざまな公的ニーズに行政だけが中心になり対応し、サービスを提供することは非効率であり、もはや不可能になっていると考えます。

こうした中で、さまざまな価値観のもと、市民サイドからの発想で公的サービスを提供する、いわゆる市民活動と呼ばれている活動が活発化しています。特に、1996年の阪神・淡路大震災を大きなきっかけとして制定されたNPO法、特定非営利活動促進法施行後は、全国各地で多くの市民活動団体が法人化し、また、その後も続々と誕生し、工夫を凝らした活動により、きめ細かで多様なサービスが地域社会に提供されています。富士市でも、NPO法が施行され10年たった現在、40団体がNPO法人化し、また、法人格はないものの、地域に根差し地道な活動を行っている任意の市民活動団体は約200団体にも達すると思われます。また、市においては、本年度より市民部に市民協働課を設け、このような市民活動団体の活動を支援するとともに、市民と企業、行政とのいわゆる協働を進めようとして取り組んでいます。

こうした中で、以下の3点について質問するものです。

最初に、富士市のまちづくりにおいて、市民活動の役割をどう評価し、課題をどうとらえておりますでしょうか。

2つ目として、そうした活動あるいは役割を評価するのであれば、市として市民活動支援にどのような考え方、メニューで取り組むつもりでしょうか。

3番目に、支援施策の1つとして、市民活動団体が行う活動を広く公表した上で、市民1人1人の判断、そして選択に基づき、自分が支援したいと考える市民活動団体に、納税した個人市民税1%相当額——これは割り戻しますとおおよそ市民1人年間約600円になります——を支援する市民(納税者)が選ぶ市民活動支援制度を導入してはどうかと提案させていただきますが、いかがでしょうか。

以上が第1点の質問です。

大きな2つ目としまして、自然環境マップ整備事業の進捗と貴重な植物の保全対策について伺います。

本市では、かけがえのない自然環境を保全し、未来に継承していくための基礎資料を蓄積するため、平成18年度から5カ年計画で自然環境マップ整備事業に取り組んでいます。これは、調査結果、具体的には動植物などの生息や分布状況を地図上に整理し、貴重な自然環境を保護したり、新たな土地利用を検討する際の環境アセスメントや環境教育、環境

学習での活用を目指すものです。また、この調査に当たっては、市民参加により動植物等の生息状況を調査することにより、市民の環境意識の向上を図ることも目的の1つとしています。

一方、市内には、この調査以前から、国のレッドリスト、これは絶滅のおそれがある生物リストですが、これに示されている貴重な動植物の生息が確認されています。調査を開始して3年近くが経過し、これら貴重種を初めとする自然環境に関し、今後の保全対策を検討し、取り組む必要があると考えます。

こうした中で、以下の3点について質問するものです。

1つは、自然環境マップ整備事業の進捗状況、成果と今後のスケジュール、見通しはいかがでしょうか。

2つ目として、貴重な植物や当該地ならではの林相が残されている浮島ヶ原自然公園、丸火自然公園の維持管理、活用をどのように進めようとしてされていますでしょうか。

3番目として、県営公園として指定管理者が管理運営する富士山こどもの国にも絶滅が危惧される貴重な植物が見られますが、その保全育成対策に、富士市としてどのように関わっていくつもりでしょうか。

以上を1回目の質問とさせていただきます。

○議長（前島貞一 議員） 市長。

〔市長 鈴木 尚君 登壇〕

◎市長（鈴木尚 君） 小池議員のご質問にお答えいたします。

市民（納税者）が選ぶ市民活動支援制度の導入についてのうち、まず1点目の富士市のまちづくりにおいて市民活動の役割をどう評価し、課題をどうとらえているかについてですが、平成10年のNPO法施行以来、本市におきましても、福祉やまちづくりなどのさまざまな分野でNPO法人が設立されております。本年11月末現在で、43団体が市内に事務所を置き、また、法人格を持たない任意の団体は200団体を超え、それぞれの団体が活発な市民活動を行っていることを大変評価いたしております。

本市といたしましては、市民ニーズが多様化している中、市民の皆様に満足度の高い行政サービスをより効率的に提供していくためには、法人格のない任意の団体も含め、市民活動団体と本市が協働を進めていく必要性を強く認識しているところであります。

また、協働推進のためには、職員1人1人の意識の醸成が必要であることは言うまでもありませんが、同時に、より多くの市民活動団体にまちづくりや地域の課題解決のために一層活動を充実していただくとともに、市民の皆様に対しましても、市民活動への理解を浸透させていくことが行政の役割であるにとらえております。

次に2点目の、役割を評価するのであれば、市として市民活動支援にどのような考え方、メニューで取り組むかについてですが、本市では、平成17年10月に、市民による非営利で公益的な活動に対して、活動の場や交流、連携の場を提供し、市民活動が活発に行われるように支援をするための拠点施設として、富士市民活動センターコミュニティfをオープンいたしました。現在、利用登録団体数は195団体となっており、会議や活動の場を無料で提供することを初め、印刷機やパソコン等の機材もご利用いただけるようにな

っております。

また、市民活動の事業資金につきましても、平成 15 年度に財政課所管の富士市公募補助金制度が発足し、10 人以上で構成される市民活動団体が行う自主的で公益性の高い事業に対して、外部審査機関と本市が審査を行い、事業費の 2 分の 1 を補助してまいりましたが、平成 18 年度からは、補助金の上限を 50 万円とし、団体の構成員の数を 10 人以上から 5 人以上に引き下げるなどの一部見直しを行い、名称も富士市市民活動支援補助金と改めました。さらに、本年度からは、所管課を市民協働課とし、市民活動支援補助金として 34 件、638 万円の予算を計上いたしております。

次に 3 点目の、支援施策の 1 つとして、市民活動団体が行う活動を広く公表した上で、市民 1 人 1 人の判断、選択に基づき、自分が支援したいと考える市民活動団体に、納税した個人市民税 1 %相当額、1 人年間約 600 円を支援（補助）する市民（納税者）が選ぶ市民活動支援制度を導入してはどうかについてであります。平成 16 年度に千葉県市川市が全国初となる納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例を制定し、いわゆる 1 %支援制度と呼ばれる市民活動団体支援制度を導入して以来、大分市や一宮市など、同様の支援制度を導入し、取り組む自治体が出てきております。

この市川市の支援制度は、市民自身が支払った個人市民税の 1 %相当額をみずからが選んだ市民活動団体の支援に充てることで、税の使い道を意思表示することによって納税についての関心が高まるとともに、市民活動団体を選択することで市民活動への関心も高めることなどを目的としております。支援の方法としましては、納税者であります市川市の市民は、支援したい市民活動団体を選択するか、もしくは特定の団体ではなく、広く市民活動を支援するための基金への積み立てを選択するかの 2 通りを選択することができるようになっております。

一方、支援を受けたい市民活動団体は、事業計画等を示した交付申請書を市に提出し、定められた要件を満たしていると判断された場合は、その事業が広報紙や公開プレゼンテーション等を通じて広く市民に公表されることになっております。

なお、本年度は 8278 人の市民からの届け出により、104 の団体に対して約 1330 万円の支援金が交付され、約 613 万円が基金に積み立てられたと伺っております。

さて、本市の市民活動支援補助金の特徴でございますが、補助金総額の枠が設定されていないこと、有識者や市民などから成る外部審査機関と本市が合同で応募者からのヒアリングを行い、市は外部審査機関の審査結果を参考に交付の是非を判断していること、1 事業につき最長で 3 年間の補助金申し込みができること、前年度中に交付が内定しているため年度当初から事業に着手できることなどを挙げるができます。中でも、補助金総額の枠が設定されていないことは、全国的にも余り例がないもので、大いにアピールできる点であると認識しております。

議員ご提案の 1 %支援制度は、市民が市民活動を支えることにより、その活動がさらに活発化し、地域に即した事業を市民の力で展開をしていくことが期待できるものとして全国的に注目されている制度でありますので、本市の市民活動支援補助金制度をよりよい制度にしていくための見直しの必要性の是非、あるいはそれぞれの特徴を生かした新たな制度の導入を含めて、今後、調査研究をしてまいります。

次に、自然環境マップ整備事業の進捗と貴重な植物の保全対策についてのうち、1 点目

の進捗状況、成果と今後のスケジュールについてであります。富士市自然環境マップ整備事業は、環境教育、環境意識の啓発、環境アセスメント等の基礎資料として活用するために、富士常葉大学に委託して、平成 18 年度から 5 カ年計画で市内の動植物の生息・生育調査を行っております。ボランティアの調査員の方々にも協力をいただきながら、旧富士市内の 25 小学校区を南側より順次、調査を実施してきております。今年度で 3 年目となり、20 小学校区の調査を完了いたします。

今後の予定は、平成 21 年度に残りの神戸、吉永第二、天間、大淵第一、大淵第二の 5 小学校区の調査を実施いたします。5 年目の平成 22 年度には、残る山間部の調査及び市街地の補足調査を実施いたします。その後、調査結果は、環境教育の教材等として活用されるよう一般公開をする予定であります。

2 点目の貴重な植物や当該地ならではの林相が残されている浮島ヶ原自然公園、丸火自然公園の維持管理、活用をどのように進めるかについてであります。まず、浮島ヶ原自然公園では、この湿原特有のサワトラノオ、ヒキノカサ、ノウルシ等の環境省レッドデータブックに記載されている貴重な絶滅危惧植物が自生しており、昭和 59 年発刊の「富士市の潜在自然植生」や昭和 61 年発刊の「富士市の自然」の中で、特に保護すべき植物群として提言されております。

これらの提言を受けて、浮島ヶ原の貴重な植物の保護と自然風景の保全、身近な自然観察の場として、湿原の形態が残っている面積 4.2 ヘクタールを自然公園として保全、整備することになり、昭和 63 年度に調査を実施し、平成元年度より用地買収、平成 13 年度から施設整備に入り、平成 21 年度完成を目標に整備を進めております。施設整備につきましては、園路を木道主体として、貴重な植物群落が自生している湿地の保全を優先した観察ルートを整備しております。また、ヨシ刈りや倒木処理などの維持管理につきましては、翌年の春以降に貴重な植物の新芽が出るように冬期に実施をしておりますが、貴重な植物や自然環境に詳しい NPO 法人へ委託をしているところであります。今後の維持管理及び活用は、指定管理者による管理を予定しておりますが、この施設の整備方針を踏襲するよう十分指導し、活用してまいります。

丸火自然公園は、昭和 46 年当時、工業都市として発展を続けている反面、公害を初めとする各種の都市問題が発生して、自然環境の保護が強く望まれたため、森林の保健休養対策として、天然雑木林を生かした自然公園として開園されました。現在では、多くの市民の憩いの場として、また、自然観察の場として、四季折々利用をされております。こうした中、地域内の現状は、遊歩道周辺や森林内部に高木が多く生育しているため、コナラなどの幼木や低木の成長を阻害し、貴重種を含めた草花などの成長にも影響しております。したがって、この区域の間伐を進めるとともに、古くから地域の人たちが利用してきた薪炭林としての形態を維持し、環境条件による樹種の変化がわかる観察ゾーンを設定し、それに伴う林内の草木が観察可能となるような森林を整備していきたいと考えております。

3 点目の富士山こどもの国の貴重種の保全対策に富士市としてどのように関わっていくかについてであります。富士市が整備を進めている自然環境マップ整備事業のねらいは、身近な自然の学習を通して自然を大切にすることを育てること、自然保護を推進する情報を提供し、活用をしていくことにあります。本事業では、環境アセスメントの際に行われるような専門的な調査ではなく、一般的な生物種の調査の中で発見されたものを記録し

たり、貴重種が生育していると考えられる場所を調査員の経験や予測によって選定して調査を実施しております。

富士山こどもの国は、富士市が用地を県に無償貸与し、平成11年4月に県営都市公園として開園し、現在は指定管理者によって管理運営されております。議員から、絶滅が危惧される貴重な植物が見られるとご指摘のありましたことについては、県営都市公園を管理する公園緑地室に対しまして適正な管理を要請するとともに、県の自然保護室に情報を提供し、指導をお願いしてまいります。

以上です。

○議長（前島貞一 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） 今、市長の方から答弁いただきましたが、1つ1つちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、市民が選ぶ市民活動支援制度の導入についてでありますけれども、市の市民活動に対する考え方、あるいは支援の姿勢等を最初お答えいただきましたけれども、私もまさしくそのとおりだと思います。市民活動が活発化することによっていろんな公的サービスが提供されて、よりよい、住みやすい富士市になっていけばということで、ぜひ今の姿勢で行政としてもバックアップいただければと思います。そのあらわれが、本年度設置しました市民協働課の設置だと思っております。

そうした中で提案させていただきました、この納税者が選ぶというところにポイントを置いた市民活動支援制度ですが、これについては、現行の市民活動支援補助金がここへ来てほぼ確立してきたと。そういう中で、それを踏まえた中で、今後、調査研究していくというお答えだったと解釈しております。私はもっと前向きに取り組んでいただきたいと思います。1つちょっとお聞きしたいのは、私が提案しましたこの1%支援制度、ほぼ1カ月近く前にこんな提案をさせていただきたいということで行政の方には投げかけをしたんですが、短い中でもいろいろ検討されたと思うんですが、そうした中で、この1%支援制度の評価できる点と課題について、もう少し詳しく市の現在の見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（前島貞一 議員） 市民部長。

◎市民部長（加藤一郎 君） 市川市の市民活動に対する支援制度で、まず評価できる点です。税の使い道につきまして納税者みずからの意思表示ができること、これは市税に対します納税意識、こういうものが当然関心が高まるというのがまず1点目の評価できる点かなと思います。この納税意識の高まりと市民協働とのかかわりといいますか、関連、こういうものが明確になってくるということも評価できる点かなと思います。それから、支援制度を受けたい団体が広報紙を通じて市民の皆さんに知らしめられる。それから、団体がみずから公開プレゼンテーション等を行うことによりまして、市民の皆さんに対して説明責任等の意識づけがされるということで、この市民活動団体と市民との良好な関係が築かれるのかなと、こんなふうに思います。

それから、この市川市の1%相当額の制度であります、学識経験者、また市民公募から成ります審査会が設置されております。この審査会の役割ですけれども、市民活動団体からの交付申請書の審査を初めまして団体の内容、それから事業計画の審査をした上で、そこで交付を決定して、実際の事業が完了した後も、交付決定の内容など事業報告書と照らし合わせた上で最終的に支援額が確定するなど、こういうチェック機能がしっかりしているところが評価できる点かなと思っております。

それから、この市川市の課題でよろしいですか。市川市の方個々に市税の納税通知書の番号があると思うんですけれども、そういう番号、あるいは番号をしっかり提示しない場合は身分証明書、そういうものを提示して届け出の手続きがあるという、そんなところは課題というか問題になっているということでありました。

それから、納税者にとりましても初めての制度ということでありまして、参加が少ない嫌いがある、このところが今のところ問題というか課題であります。言いかえますと、市民への周知徹底が十分図り切れていなかったということです。

それからボランティア団体、NPO団体などの市民活動団体の諸活動が市民生活の中にまだ今のところ十分浸透し切れていないところが課題かなと。

いずれにしても、テレビなんかで取り上げられたそうでした、全国の自治体から40ほどいろいろ問い合わせ等があったそうです。そういう中で、大分市とかお隣、愛知県の一宮市ですか、早速、年齢制限を、例えば大分は20歳とか、一宮は18歳とか、実際納税義務がない方々にも枠を広げているという、そういう一つの投げかけがあったところも評価のできる点かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（前島貞一 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） 今、市川市の例をもとに、この1%支援制度の評価できる点と課題ということでお答えいただきましたけれども、私も評価できる点は、今、部長の方からご説明があったようなことだと思います。

繰り返しになるかもしれませんが、やはり、これまで我々市民は、市民税を納めても、それがどう使われるかは、この議会を初め、自分とはちょっと離れたところで決められているというのが、少しでも自分の意思でこういうお金に使ってほしいということで、自分の税金を自分の意思で使い方を決められるということ。それと、そういうことを通して、自分が税金を幾ら払っているのだろう、では、その金というのは、残りの99%はどう使われているのか、自分だったらもっとこう使ってほしいなということで、まちづくり全般に関心を持っていただくということが市民にとっては非常にプラスかなと。

また、団体にしてみれば、今ありましたけれども、やはり1つは支援を受けられるということとPRの場になるということがあると思います。特に、私は団体にとっては、お金を、支援をいただけるということはもちろんですけれども、それ以上に、やはり市民の皆さんにその団体の活動を知っていただくですとか、あるいは理解をしていただくきっかけになるということが非常に大きいんじゃないかと思えます。

私もずっと市民活動団体で活動してきておりますけれども、やはりまだ、何であなたた

ちはそんなことをするんだね、ちょっと変わっているねとか、それは役所がやるものだななんていうようなことを言われることがあります。だけれども、やっぱりそういう市民団体が地域でまめに活動した方がいい地域ですとかコミュニケーションがとれるということがあると思います。そういうことを、この税金という直接自分が支払っているお金を通じて、市民活動のこと、あるいはまちづくりのことを考えるということは、では、その活動団体というのは実際にどういうことをやっているのか、本当に役に立っているのかなという目で見ていただけるということが市民の皆さんの団体に関する関心、あるいは団体にとってみれば、緊張感の中でやっていくということ非常に励みにもなるし、自分を律することにもなるんだろうという意味で評価できるんじゃないかなと思っております。

ということで、ぜひ積極的に検討していただきたいんですけども、私はそう思っていたんですけども、先日、あるシンポジウムで松原明さんという方にお会いしました。この方は、10年前にNPO法を制定する際に——これは議員発議でつくった法律として有名なんですけれども、国会じゃなくて、議員がつくる前に市民側でぜひこういう法律をつくってほしいということで、その文案、法案を考えた中心メンバーの方です。なおかつ、この1%支援制度の市川での制度設計にかかわっておる方です。また、今、部長からありましたが、市川に続いて取り組んでいる隣の愛知県の一宮市でも審査員等をされている方です。この方が評価点として私におっしゃったのは、そういうこともあると思うけれども、私が見ていると思うのは、市民団体が本当にお客さんである市民の方を向くようになった、これが一番のメリットだと私は思いますよということをしていました。

これまでは、補助金というと結局行政から支援を受けるわけですから、今まで役所の方を向いていた市民団体が本当のお客さんである市民の方を向くようになりましてよ、これが一番のメリットだと思いますという言い方をしていました。私は、これを聞いてなるほどと思ったんですけども、これはまさしく鈴木市長が常々おっしゃっている市民に軸足を置いた行政じゃないかなと。そういう仕組みをつくる行政こそが本当に市民に軸足を置いているんだろうなと。市民団体が市民の方を向くようになったという意味で、なるほどなと思った次第です。

そういう中で、今、富士市では、市民活動支援補助金があります。こちらの方は、外部の先生方と行政の方で審査をして補助金を交付しているわけですけども、そういう確立しつつある既存の制度と、市民の皆さんに投票をしていただいて、この事業だったら、この団体だったらということで、わずか1人600円かもしれませんが、少しでも市民の意見を反映した支援制度、両方ともいいところがあると思うんですよ。その辺をぜひ取り込んだ仕組みとして検討をしていただきたいと思います。

市長にちょっと感想をお聞きしたいんですけども、今私が申し上げました松原さんという方がおっしゃった、市民団体が行政の方じゃなくてお客さんである市民の方を向くようになったということについて、この補助金支援制度というのはそこに非常に価値があるんじゃないかと思いますが、そのあたりの感想をお聞かせいただければと思います。

○議長（前島貞一 議員） 市長。

◎市長（鈴木尚 君） 先ほどもお答えしましたけれども、大勢の皆様が市民活動を進め

ていただいている、それにかかわっていただいているということでもあります。

私は、補助金の見直し等々をやらせていただきました。その中で、行政が補助金を交付するという考え方よりも、本来は行政がやるべき、あるいは行政がやってしかるべき事業を民間の皆さん方に担っていただいている。それに対して、やはりせめて補助を、支援をしなければいけない。決して交付をして与えるというような感覚は今もありません。

ただ、受ける側として、市民団体の皆さん方が、その交付金、あるいは補助金を得たいというようなことで行政側に目を向けているとしたら、私の本意ではありません。というのは、市民の皆さん方のために、民間としてやれることを皆さんが力を尽くしていただいているわけでありますので、本来、市民の側に目が向いていなければおかしいわけであります。我々の補助金も、それから今の市川市の1%の税金の使い方も、もともと貴重な市民の税金を使わせていただいているわけであります。そこに枠をどう設けるかということが手法の違いだと思っております。したがって、基本的には、今現在も市民活動団体の皆さん方が市民の方に目を向けていただくべきだというふうに思いますし、私どもは1つの決められた枠の中で支援をし、交付をさせていただいているということでもあります。

今のお話のように、市川市の例が、あるいは他の自治体で進めております例が、より市民の皆さん、あるいは市民活動団体の皆さんが市民に目を向けるような方向になったということであれば、それは大きな効果が生まれたんだろうなと思っております。

○議長（前島貞一 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） 市長がおっしゃるとおりだと思います。市民活動はやはり地域あって、市民の皆さんあって、自分たちも含めた自分たちの地域のためにやることですから、決して補助金をもらうため、役所のためではないと思っております。同じ考えで、本当にありがたく思います。

そうした中で、繰り返しになるかもしれませんが、現在の支援補助金制度は、それなりの立派な研究者の皆さん方、あるいは先生方に入らせていただいて審査しております。それに比べて、提案しました市民が選ぶということになりますと、どうしても、これは課題の1つかと思いますけれども、市民に向けてのプレゼンテーション、あるいは自分たちはこうやりますよということが上手に説明できる団体には票が集まると思います。しかし、小さな団体でなかなか自分たちのことを上手に表現できない団体は、なかなか票が集まらなくて、支援も受けられないというようなこともあるかと思っております。しかし、今富士市で持っている審査員の皆さんが審査するという仕組みをうまく導入することによって、なかなか上手に表現できなかったけれども、ぜひこの団体には公益になるから頑張ってもらいたいという団体には、その審査員の先生方が評価して助成をするような、そんなこともできると思っておりますので、ぜひ今ある富士市の——先ほど市長の方からも全国有数の支援制度と聞いているというお話がありました。私もそう思います。そういう現行の仕組みと新しい提案したような仕組みをうまく組み合わせたい仕組みを検討していただければと思います。

続いて、2つ目の自然環境マップの関係ですけれども、この事業の概要はご説明いただいたとおりかと思っております。目的も、富士市の貴重な自然を教材として活用していくということでしたけれども、私はもう少し踏み込んで、やはり今後、いろんな土地利用等の考え

があった場合、それに対して、ここは貴重だから保全しようとか、そういう意味の活用というの必要じゃないかなと思いますけれども、その点はちょっと今回の趣旨と違うものですから、また別の機会にお話しさせていただければと思います。

2番目の、富士市が管理している浮島ヶ原自然公園と丸火自然公園の話なんですけれども、浮島ヶ原自然公園は、今、整備が進められていて、徐々に供用を開始しておりまして、もうじきでき上がるということなんですけれども、貴重な植物があるということで、これからそういうことへの理解、あるいは技術を持ったNPO等の力をかりながらも管理していきたいというお話でしたけれども、その前に、公園そのもののしっかりした整備計画があると思うんですけれども、できた後の維持管理ですとか活用の計画というのはあるんでしょうか。私はその辺が非常に重要じゃないかなと思うんです。

というのは、あの公園そのものが、貴重な自然を守るということに加えて、これから観光施策等の中でいろんな人に見ていただきたいという中では、そういったところとの組み合わせをどう考えるか、あるいは公園の中だけじゃなくて、周りにもかなり貴重な自然があるということがだんだんわかってきているようです。ミツガシワ、ヒメハッカ、ヒメナミキ、あるいは、かつて周りにあったミズバショウなんかもあるところだったら十分生育できるというようなことも伺っています。そういったものをどう移植したり増殖していくかというような、できた後の維持管理、活用計画というのをしっかり立てる必要があると思いますが、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

○議長（前島貞一 議員） 都市整備部長。

◎都市整備部長（鈴木利幸 君） 現在、整備を進めている中では、先ほど市長の方から申しあげましたサワトラノオを中心として、ノウルシ、こういう貴重な原風景の中で、今あるものを保全していこうという考え方で今、整備を進めてまいりました。これからトンボの生息だとか、そういう浮島ヶ原にもともとあったもの、こういうものが自然に集まってくるだろうということでもって今、調査の皆さんからお話もいただいておりますので、これらの整備の仕方をNPO法人、それから学識経験者、こういう方々と相談しながら進めていきたいということで、具体的にはまだこれからレクチャーハウス等、観察の管理棟とトイレを整備していきたいなということでございますので、その中で一緒にあわせて考えていきたいなというように考えております。

○議長（前島貞一 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） ぜひ整備が終了する前までに、今後の維持管理、活用計画をしっかりとつくっていただきたいと思います。それと、その後の管理については、市長の答弁にもありましたように、指定管理者ということなんですけれども、ほかの公園とこの公園はやっぱり違うと思うんです。単に来ていただいて利用するために芝生を刈るだとか、駐車場を管理するという公園じゃなくて、自然あつての公園ですから、そういった技術、ノウハウを持った団体に管理してもらえよう、そういう形を考えていただきたいと思っております。

続きまして、丸火自然公園ですけれども、こちらの方は、コナラの林、かつて炭焼きに利用したという薪炭林としての植生が残っている。そういったところを残した公園にしたということでしたけれども、こちらもいろんな調査の中では、開園以来もう40年近くになるわけですけれども、かなり手が入っているところもあれば入っていないところもあって、もう少し明確なゾーニング計画をした方がいいんじゃないかというようなお話も聞かれます。そのあたりのゾーニング計画、しっかりと薪炭林エリアとして残すところ、あるいはもう大きくなってしまったので、大きな木をそのまま巨木として残そうというようなゾーンだとか、幾つかに分けていく必要があると思うんですけれども、そのあたりの考え方はある程度明確になっているんでしょうか。

○議長（前島貞一 議員） 商工農林部長。

◎商工農林部長（杉山荘一 君） 今お尋ねのゾーニング計画、また、その後の管理につきましては、今、所管の方でいろいろな関係者の方々のご意見を伺いながら進めているところでございます。ただ、具体的にまだその点が公表できていないという面はございますが、今、1つ1つできるところからということで整備を進めておりますので、ぜひご理解をいただきたいと感じております。

以上です。

○議長（前島貞一 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） ぜひそのあたり、ゾーニング計画をしっかりとさせていただきたいと思います。また、これは浮島と同じわけですけれども、やはりしっかりと将来像、今言ったここはこんなゾーン、ここはこんなゾーンという形で残していくためには、貴重な植物への配慮ということも必要ですけれども、植物生態学みたいなことに精通した方々がしっかりと管理に加わる必要があると思います。そのあたりの管理体制についてはどんなふうに考えていますでしょうか。

○議長（前島貞一 議員） 商工農林部長。

◎商工農林部長（杉山荘一 君） 後の管理体制につきましては、現在、あそこの丸火自然公園が、教育的な視点からも自然に親しむ場所としての利用というものが非常に高まっております。そういった中では、少年自然の家、自然館、青少年の家、こういったところと丸火自然公園がどういうふうに調和をして皆さんに親しんでいただけるか、そこら辺は今、後の運営管理体制について教育委員会の方と協議をさせていただいているところでございます。そんなことで、今後、また丸火自然公園の新しい展開を見据えた中で、管理運営の方もどういう形がいいか検討させていただきたい、そんなことを思っております。

以上でございます。

○議長（前島貞一 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） わかりました。ぜひそのあたりを教育委員会とスムーズな連携をとった中で管理をお願いしたいと思います。

最後のこどもの国の貴重生物の保全ですけれども、市長の答弁では、県の方にそのあたりを要請していきたいというお話でした。ちょっと時間もないんですけれども、まず基本的なことなんですけれども、植物のことだけじゃなくて、富士市として、こどもの国の管理体制、あるいは運営状況についてどう評価していらっしゃるのでしょうか。

実は、現在、県営公園はすべて外部評価をしております。このような外部評価委員会の評価結果が公表されていますけれども、これを見ると、6公園評価しているんですが、その中でもこどもの国は非常に評価が高いわけです。指定管理者にしてすごくよかった、効果が出ているという評価がありますが、富士市としてはどう判断しているのでしょうか。

○議長（前島貞一 議員） 総務部長。

◎総務部長（金指健司 君） 直接的にそのような、今、議員がお持ちのような資料を持っておりませんが、当初、こどもの国の全体計画があったわけですが、その中で、いろんな経済情勢等がありまして現在のような形になっていますけれども、確かに県が直営でやっていたときと今を比べますと、こどもの国の有効利用を図るというようなことで、PR活動とかいろいろやられているというふうに伺っておりますので、施設としての利用は、前よりはかなり状況がよくなっているんじゃないかなと思っています。

それから、当初予定していた中で、まだ3分の1以上、施設としての利用はしていないところがあるわけです。森林で残っているところがあります。そちらの方の管理については、森林としての施業をしっかりとやっていただきたいということで市の方からもお願いをしておりますので、その辺についてはやっていただいているというふうに評価をしております。

以上です。

○議長（前島貞一 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） 部長の方からは非常に有効に機能している公園だというお話でしたけれども、私は余りそう思わないですよ。というのは、これは市長も以前こんな発言をされております。平成18年の2月議会ですけれども、私が所属する市民クラブの松本議員の質問に対して、「私は、こどもの国は当初の目的から若干違ってきたなという印象は正直のところ持っております。指定管理者制度への移行というのが大きな転機だったのかなと思いますけれども、やはり富士市内の子どもたちがもっと自由に活用ができる、そういうものを県としても考えていただけたら大変よかったなと思いますし、これが全く閉ざされたわけではないと思っていますので、今後いろいろな状況に応じて県の取り組みをまた要請していきたいと思っています。」ということで、やはり指定管理者になって少し違ってきたなと。本当はもっと自由に富士市の市民が使えるようになればいいのというお気持ちがあるんだろうと思っています。

私は、ちょっと別の視点で、富士市にとって余りいい状況じゃないなと感じております。というのは、あそこにいろんな市民サポーターがおりました。子どもと一緒に遊ぼう。私もそのサポーター登録をしておりました。できた当初は何度も行って子どもたちと遊んだり、あるいは今回質問の対象としております貴重な自然を保全する植物愛好家の皆さんもサポーターとして行っていました。それが指定管理者になったことによって、そんな民間の企業の手伝いなんかできるかということで、みんな抜けてしまったというのが実情です。それによって、私は市内にあっても遠い存在のこどもの国になってしまったなど。利用はもちろん、あそこが一生懸命広報していますから、市外からもたくさん来ます。でも、地元の富士市にとっては少し遠い存在の公園になってしまったんじゃないかなというふうに思っております。

しかし、この公園は、富士市が土地も無償提供して積極的に誘致してつくった公園です。ですから、ここで改めてもっと富士市として活用していこう、おらのところの公園だよというぐらいのつもりで活用していかななくてはならないと思うんですけども、こどもの国をもっと活用しようという、その辺の市としての姿勢はいかがでしょうか。

○議長（前島貞一 議員） 市長。

◎市長（鈴木尚 君） 議員のご指摘をいただいたとおり、実は当初、私自身が県会議員時代にこのこどもの国の誘致、あるいは建設に携わってまいりましたので、その当時の思いと、正直に言いまして、指定管理者になってそういう方向性が出たときに、若干違ってきたなということを申し上げたことは事実であります。

これはどういうことかと言いますと、当時は、あのこどもの国を建設するのに、あの地域のさまざまな気候風土から、いわゆる業を営んでおられる庭園、そういう方々の協力もあって、地元の皆さん方の全くボランティアで、あの植生をどうしたらいいかという研究をしていただいたこともあるんです。ところが、その方々は、もうこういう形になりますと指定管理者の考え方の中で進むというようなこともありまして、全く今携わっておられないということもあるんです。私はそういうようなことから、ボランティアの方々が、少しか全面的かわかりませんが、後退をしてしまった。そういうことについて、当初の地域の方々がみんなでのこどもの国をという思いが若干違ってきてしまったと。

これは、原因は県の方も当初からそういうことじゃなかったと思います。我々が説明を受けたこと、それから我々が進めてきたことは、県も全く同じようにしていたと思います。ただ財政状況等々、あるいは今の議員の資料は、評価は私は実は見ていません。その評価はどういう面がいいというふうになっているかわかりませんが、恐らく運営とか、それからあそこの利用度とか、そういうような点で評価が高いというふうに思います。ですから、これは私自身が18年のときに申し上げたことはそういう思いであります。そのことについては、私の気持ちの中には、県の方に余裕が出てきさえすれば、できるだけ当初の目的を達成できるような方向に進んでいただければありがたいという希望はございます。それはしかるべきときに、また申し入れを今後も続けていきたいと思っています。

○議長（前島貞一 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） わかりました。そういう中で、ぜひこれからも具体的に申し入れをしていただきたいと思いますと思うんですけども、私は2つあると思うんですよ。1つは、今、市長がおっしゃられたように、今回のことに限って言えば、植物の保全ということをして県にしっかりやっていただきたいと思います、それに対する対策なり予算なりをちゃんとつけてほしいと。それで、どうも聞くところによると、県も当初からあそこに貴重な自然の群落があるということは知っていた。ただ、その保全の方法だとか、あるいはそのために予算が幾らかかるのかわからなかったもので、ボランティアの皆さんに中途半端にお任せするような形になっていたと。だけれども、ここでもう10年近い経過の中で、そのボランティアの皆さんも育て方なり増殖の仕方がわかってきたよというんで、県も今、市長が言ったような思いで申し入れをすれば、あそこはやっぱり自然があつての公園ですから、やってくれと思うんですよ。ですから、今回の調査結果をもとに、富士市として貴重なところだからぜひ保全してほしいという申し入れをしっかりしていただきたいと思いますということが1つ。

それともう1つは、私は、富士市としても、やはりそういう保全をしていくんだという姿勢を明らかにした方がいいと思うんです。というのは、さっき言ったようにいろんな市民が離れていってしまった。それは指定管理者、民間の企業がやるからということなんですけれども、ここで改めて、こどもの国とはいえ富士市の中にこんな貴重な自然があつたんだ、だから富士市もそういったものを保全していくために頑張るよ、だから皆さん一緒に力をかしてくださいということ言えば、またあそこへと市民が戻るきっかけにもなると思うんですよ。やっぱりさっき言いましたように、これは富士市の、おらのところのこどもの国だよ、そういう公園に使っていくためには、やはり富士市が市としてもあその公園を大切にするんだよ、守っていくんだよという姿勢をあらわすことが必要だと思います。そういった観点から、県への申し入れと、富士市としてもそういった活動を応援するよ、やっていくよということをやぜひ主張していただきたいと思います。

終わります。